

証券コード 218A

2024年10月15日

(電子提供措置の開始日：2024年10月7日)

株 主 各 位

千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号

株式会社 Liberaware

代表取締役 関 弘 圭

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://liberaware.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Liberaware」又は「コード」に当社証券コード「218A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年10月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2024年10月30日（水曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）
2. 場 所 千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号  
ペリエ千葉 7階 ペリエホール Room C  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第8期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください。

日 時

2024年10月30日（水曜日）  
午前10時30分（受付開始:午前10時）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛  
否をご入力ください。

行使期限

2024年10月29日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛  
否をご表示のうえ、切手を貼らずに  
ご投函ください。

行使期限

2024年10月29日（火曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX包  
XXXXXXXXXX月XX日


投票日現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX包

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
お名前 XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・2号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

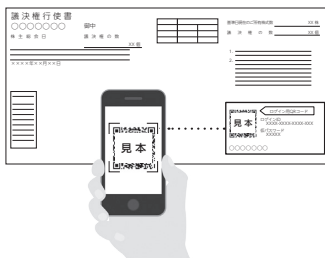
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2023年8月1日から)  
(2024年7月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、「見えないリスクを可視化する」というビジョンのもと、ドローン・ロボット等（以下「ドローン等」という。）により取得したインフラ施設・設備等の情報を、顧客の安全性・生産性向上に資するデータに加工し提供することで、喫緊の社会課題であるインフラ等の老朽化や人手不足・担い手不足に対するソリューションを展開しております。当該課題解決が、国内外企業の産業競争力の強化と、当社のミッションである「誰もが安全な社会を作る」の実現につながると考えております。また、将来的には当社の得意とする屋内の閉鎖空間（狭く、暗く、危険な空間が多い）を自由に飛行する自律型ドローンの開発と、日本国内におけるユーザと同じ課題を抱える海外企業への展開も視野に、事業活動を進めてまいります。

当社がソリューションを提供している事業領域は、プラントメンテナンス・インフラメンテナンス・建設業界であり、施設・設備の老朽化・人手不足といった共通の課題を持っております。当社の主力製品・サービスであるドローン・デジタルツインは、上述の事業領域における社会課題を解決するソリューションとして期待されており、年々ニーズは高まっております。ドローン市場は2028年に9,054億円（出典：インプレス総合研究所「ドローンビジネス調査報告書2024」）、DX市場は2030年に2.3兆円（出典：株式会社富士キメラ総研「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）にまで拡大する見込みであります。また、ドローン市場においては、2020年9月に、内閣府から関係省庁へ申し合わせがなされており、例えば、国民保護法に定められる生活関連等施設に該当する発電施設・ダム・鉄道施設等に用いられるドローンに関しては、セキュリティが担保されたドローンを調達する方針で、民間企業においても当該方針に追随する動きがあります。加えて、海外においても、米中摩擦に起因し米国において中国製ドローンを排除する動きや、当該動向に追随するオーストラリアやインドなどの潮流もあり、日本産ドローンが国内外問わずプレゼンスを獲得できる環境が整備されつつあります。

さらに、目視点検等アナログな手法の代替手段の一つとして、ドローン等のデバイスやデジタル技術を用いた点検が導入・普及されることを企図し、2023年6月14日に、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が成立し、ドローンによる点検の認知度向上が期待されております。加えて、国土交通省は、2020年3月にBIM/CIM（※1）の活用ガイドライン（案）を発表しBIM/CIMの原則適用を進めており、図面等の管理手法や建設現場の管理・維持管理の在り方の抜本的な変革の流れ

や、働き方改革関連法案に基づき2024年4月1日から始まった、建設や物流などの適用猶予事業者に対する労働時間規制強化の動きもあります。

このような環境の中、インフラ業界のDXを進めるべく、屋内狭小空間におけるドローン点検の社会実装やアナログ手法による設備点検や調査のデジタル化を推進してまいりました。

具体的な活動としては、2023年6月にリリースしたIBIS2や、当事業年度より実施したBIM取組等の新プロダクト・サービスのローンチ、令和6年能登半島地震への当社オペレーターの派遣、福島第一原子力発電所1号機原子炉格納容器の内部調査、パーソルクロステクノロジー株式会社との業務提携などがあります。新プロダクト・サービスに関しては、IBIS2の39セットの販売や、東京都に採択された「現場対話型スタートアップ協働プロジェクト」における東京都消防庁の施設のBIM取組など、事業が進展しました。

また、内閣府の主導するSBIR制度（※2）のうち、警察庁の主導する①「災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発」（2024年6月28日付採択）プロジェクト1件と、国土交通省管轄である②「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」（2023年12月27日付採択）、及び③「鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発・実証」（2024年2月2日付採択）のプロジェクト2件の採択を受けました。それぞれ、当社の成長戦略上、非常に重要な取組であり、①は、当社の主要プロダクトであるIBIS2のオプションパーツ開発により、②は、当社の画像処理ソフトウェアLAPISの発展に資する開発により、コアプロダクトを進化させることを目指しています。また、③は、鉄道の現場に特化したドローンソリューションの開発を行うことで、新たな成長エンジンを獲得することを目的としています。

以上の活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高815,308千円（前年同期比114.8%増）、営業損失440,786千円（前年同期は630,906千円の営業損失）、経常損失434,732千円（前年同期は635,861千円の経常損失）、当期純損失437,972千円（前年同期は641,105千円の当期純損失）となりました。

#### [用語解説]

※1 BIM/CIM：BIMとは、「Building Information Modeling」の略称であり、コンピュータ上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに管理情報などの属性データを追加した構築物のデータベースを、建物の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程での情報活用を行うためのソリューションを指す。

CIMとは、「Construction Information Modeling」の略称であり、管理対象となる機器などを識別したり複数の対象間の変換関係を記述する方法を定めた標準を指す。

※2 SBIR制度：SBIR制度とは、「Small Business Innovation Research」の略称であり、内閣府を司令塔とした予算支出目標を設定、研究開発初期段階から政府調達・民生利用まで、各省庁連携で一貫支援し、イノベーション創出、ユニコーン創出を目指す制度を指す。

なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。当社の主なサービス別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業別名称		前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
ドローン 事業	点検ソリューション	148,821	170,950
	プロダクト提供サービス	90,677	401,820
小計		239,498	572,770
デジタル ツイン 事業	データ処理・解析サービス	33,671	80,630
	TRANCITYプラットフォーム	10,020	32,865
小計		43,691	113,495
ソリューション開発事業		96,415	129,041
合計		379,604	815,308

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は9,158千円となりました。主なものは、ドローンの製造やエクステンダーの製造であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、2023年8月に第三者割当増資により、総額250,020千円の資金調達を行いました。

また、当社は、2024年7月29日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり公募増資により、484,840千円の資金調達を行いました。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2021年7月期)	第 6 期 (2022年7月期)	第 7 期 (2023年7月期)	第 8 期 (当事業年度) (2024年7月期)
売 上 高 (千円)	161,384	260,461	379,604	815,308
経 常 損 失 (△) (千円)	△316,671	△455,735	△635,861	△434,732
当期純損失 (△) (千円)	△322,086	△456,073	△641,105	△437,972
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	△305,031.33	△36.20	△46.74	△25.53
総 資 産 (千円)	463,207	639,916	1,074,305	1,517,392
純 資 産 (千円)	238,919	304,426	563,290	865,629
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△521,684.57	△79.46	△104.16	45.66

- (注) 1. 当社は、2024年3月19日開催の取締役会決議により、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2024年4月11日付で自己株式として取得し、その対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2024年3月19日開催の取締役会決議により2024年4月11日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、当社は、2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 当社は、2021年11月11日開催の臨時取締役会決議により、2021年12月4日付で普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべての株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、また、2024年4月11日開催の臨時取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 前事業年度までの1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式払込金額を控除した金額を、期末発行済株式数で除して算出しており、期末純資産額より優先株式払込金額が大きくなったため、計算結果はマイナスとなっております。



### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### ③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
C a l T a 株 式 会 社	50,000千円	34.0%	営業取引、役員の兼務、事務所賃借、社員の出向等

### (4) 対処すべき課題

#### ① 既存サービスの強化と事業連携

当社における各種サービスの継続的な成長のためには、既存顧客のニーズを的確に把握すること等による更なる関係強化に加え、より幅広い業種・業態の顧客企業に選ばれる必要があります。そのためには今まで以上に多くのニーズや環境に対応できるよう既存サービスの質的向上や機能拡充を進め、引き続き顧客満足度の向上やそれに伴う販売の拡大に努めます。

また、今後も市場拡大が見込まれる中で、当社が更なる成長を実現していくためには、様々な事業との連携やパートナーシップの拡充による当社サービスの利用機会の増大や利用範囲の拡大を進めることが重要と考えており、そのためには事業連携企業やパートナー企業の新規開拓及び既存企業との関係強化を図ってまいります。

#### ② 認知拡大

今後、市場拡大と共にドローン等による業務の代替やアナログ手法のデジタル化がより一層進むことが予測されます。

当社は主に展示会への出展やWEBマーケティングの手法を通じ、IBISを初めとした各種サービスの認知度を徐々に高めてまいりましたが、今後の事業拡大及び競争優位性を高めるにあたり、屋内狭小空間で利用できるドローンや3次元化等のデジタルツインサービスをより一層認知させていくことが重要であると認識しております。

特に、屋内ドローン等が認知され、利活用の回数やユースケースが増えることで、アナログ手

法による点検業務の改善や、人による危険な箇所の点検代替手段として、また、多額のコストや手間がかかるため長年断念していた箇所の点検、さらに、事故や災害など有事の際の探索手段の一つとして想起されることが社会的な必要性も満たすこととなります。

今後も引き続き、より一層の当社及び当社サービスの認知度向上のため、広報活動やマーケティング活動の推進、ユースケースの増大やサービスチャネルの拡充等を通じて新規顧客獲得や新たな領域での利活用につなげてまいります。

### ③ 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社では、ハードウェアとソフトウェアの両技術の向上を推進しており、当該技術が当社の競争力の源泉の1つであることから、継続的な強化が重要であると認識しております。そのためにも、今後も収益基盤の安定化を前提として研究開発への投資を継続しつつ、卓越した能力を持つエンジニアの採用及び育成に注力していきます。また、必要に応じて大学等との産学連携や新技術を持つ企業との業務提携、共同研究等を進め、更なる技術の向上に努めてまいります。

### ④ 海外での事業展開

当社は韓国を中心に海外での事業展開を進めております。今後も、特に東南アジア各国の規制や現地ニーズ等に合わせ、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

### ⑤ 情報管理体制の強化

当社は、サービス提供やシステム開発・運用の遂行過程において、顧客の機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。当社ではISMSの認証を2022年9月に取得し、当該情報セキュリティ等の社内規程に基づいた情報管理を徹底しておりますが、今後も、社内での継続的な研修や情報管理体制強化のためのシステム整備等を継続して実施してまいります。

### ⑥ 内部管理体制の強化

当社は、より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。このため、コーポレート機能を充実させ、経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

### ⑦ 財務上の課題

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、新製品又は新技術の開発に係る研究開発費や積極的な人材採用等への投資、顧客基盤拡大のための積極的な広告宣伝活動を実施してきた結果、利益面での損失計上、及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。また、今後の計画が達成できない場合には赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続する可能性があります。そのような場合に備え、一定水準の手元流動性を確保するとともに、多様な資金調達手段を検討し、財務体質の更なる強化を図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

当社は、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラDX事業という単一事業を行っております。

当該事業セグメントにおいて、ドローン等によるインフラ・プラントの調査・点検・測量に資するデータの提供や、ドローンの製造・販売を実施する「ドローン事業」と、ドローン等により取得したデータの画像処理技術等により、映像、3次元データ、異常検知に資する情報等をデジタル上に構築・提供する「デジタルツイン事業」、そして、両事業を支える事業として、当社の技術力やノウハウをベースにした新しいソリューションを開発する「ソリューション開発事業」を合わせた3つの事業を展開しております。

#### (6) 主要な営業所 (2024年7月31日現在)

本 社	千葉県千葉市中央区
東 京 営 業 所	東京都港区

#### (7) 従業員の状況 (2024年7月31日現在)

使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52 (14) 名	9名増 (2名増)	38.3歳	2.8年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	185,720千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	184,490千円

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年7月29日付で東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2024年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 18,836,700株  
(3) 株主数 2,503名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
関 弘圭	3,446,000株	18.29%
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号 有限責任事業組合	2,100,000	11.14
東日本旅客鉄道株式会社	1,883,600	9.99
BIG2号投資事業有限責任組合	1,640,900	8.71
和田 哲也	980,000	5.20
千葉道場ドローン部1号投資事業有限責任組合	973,000	5.16
みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合	686,000	3.64
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号 アルファ有限責任事業組合	643,700	3.41
野平 幸佑	640,000	3.39
千葉道場ドローン部2号投資事業有限責任組合	529,200	2.80

(注) 1. 自己株式は保有していません。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位まで表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- ② 2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数が67,320,000株増加し、68,000,000株となっております。また、発行済株式の総数が16,965,333株増加しております。
- ③ 2024年7月29日の東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴い、公募増資により発行済株式の総数が1,700,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2022年1月14日	
新 株 予 約 権 の 数		1,125個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	112,500株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	6,500円 65円)
権 利 行 使 期 間		2024年2月1日から 2031年12月21日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	227個 22,700株 1名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会により特に行使を認められた場合は、この限りではない。
  - ②当社の新株予約権の目的たる株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
  - ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。



		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年10月30日
新 株 予 約 権 の 数		3,830個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 383,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 12,000円 (1株当たり 120円)
権 利 行 使 期 間		2025年11月2日から 2033年10月17日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,250個 目的となる株式数 125,000株 交付対象者数 2名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会により特に行使を認められた場合は、この限りではない。
  - ②当社の新株予約権の目的たる株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
  - ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2023年10月30日	
新 株 予 約 権 の 数		3,830個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	383,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	12,000円 120円)
権 利 行 使 期 間		2025年11月2日から 2033年10月17日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	2,580個 258,000株 6名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会により特に行使を認められた場合は、この限りではない。
  - ②当社の新株予約権の目的たる株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。
  - ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### (3) その他新株予約権等の状況

	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2022年6月10日
新 株 予 約 権 の 数	12,175個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,217,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり 5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 7,000円 (1株当たり 70円)
権 利 行 使 期 間	2022年6月16日から 2034年6月15日まで
行 使 の 条 件	(注) 1
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	受託者 コタエル信託株式会社 12,175個

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年7月期から2027年7月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、600百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
  - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員又は顧問若しくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ④新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2024年4月12日付で行った普通株式1株につき100株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	関 弘 圭	CalTa株式会社 社外取締役
取 締 役	和 田 哲 也	技術開発部長
取 締 役	内 田 太 郎	CFO
取 締 役	林 昂 平	DX事業部長
取 締 役	守 屋 実	株式会社守屋実事務所 代表取締役 株式会社サウンドファン 取締役 株式会社FUNDINNO 社外取締役 株式会社日本農業 社外取締役 株式会社ガラパゴス 社外取締役 VALT JAPAN株式会社 社外取締役 ドクターメイト株式会社 社外取締役 株式会社トヨコー 社外取締役
常 勤 監 査 役	人 見 茂 樹	
監 査 役	青 木 良 三	
監 査 役	井 上 俊 介	日比谷中田法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役守屋実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役人見茂樹氏、青木良三氏及び井上俊介氏は、社外監査役であります。
3. 監査役である人見茂樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役である井上俊介氏は、弁護士の資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年10月30日開催の第7回定時株主総会において、林昂平氏が取締役に、井上俊介氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
富田 竜太郎	2023年10月31日	辞任	取締役
大前 創希	2023年12月31日	辞任	社外取締役 株式会社クリエイティブホープ 代表取締役 会長 株式会社CRHマネージメント 代表取締役 DRONE FUND株式会社 取締役 メトロウェザー株式会社 社外取締役 株式会社テララボ 社外取締役 VFR株式会社 社外取締役 株式会社日本風洞製作所 社外取締役 SORA Technology株式会社 社外取締役 株式会社ビジネス・ブレイクスルー 取締役 株式会社FullDepth 社外取締役 株式会社横浜コンサルティング・グループ 取締役

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役守屋実氏、監査役青木良三氏及び井上俊介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。その概要は、取締役及び監査役がその地位に基づいて遂行する会社の職務又は業務に関し、損害賠償請求がなされたことにより被る損害を保険者が填補するものです。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の金銭報酬の額は、2023年10月30日開催の第7回定時株主総会において、年額50百万円以内（使用人分は含まず）と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2022年10月28日開催の第6回定時株主総会において年額15百万円と決議しております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて一任を受けた代表取締役である関弘圭が、各取締役の職務、責任及び実績等を勘案して決定することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ担当職務、貢献度等から各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職責の範囲等を総合的に勘案し、監査役会にて監査役の協議及び決議により決定することとしております。また、非金銭報酬等であるストックオプションは、当社の業績、役員個々の功績及び当社の中長期的な企業価値向上への貢献期待値等を総合的に勘案し決定しております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	39,935 (2,112)	38,748 (1,800)	—	1,187 (312)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,400 (11,400)	11,400 (11,400)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	51,335 (13,512)	50,148 (13,200)	—	1,187 (312)	9 (4)

(注) 1. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

2. 取締役の支給人員には、2023年10月30日付で辞任により退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取 締 役	守 屋 実	株式会社守屋実事務所 代表取締役 株式会社サウンドファン 取締役 株式会社FUNDINNO 社外取締役 株式会社日本農業 社外取締役 株式会社ガラパゴス 社外取締役 VALT JAPAN株式会社 社外取締役 ドクターメイト株式会社 社外取締役 株式会社トヨコー 社外取締役	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
取 締 役	大 前 創 希	株式会社クリエイティブホープ 代表取締役会長 株式会社CRHマネジメント 代表取締役 DRONE FUND株式会社 取締役 メトロウェザー株式会社 社外取締役 株式会社テララボ 社外取締役 VFR株式会社 社外取締役 株式会社日本風洞製作所 社外取締役 SORA Technology株式会社 社外取締役 株式会社ビジネス・ブレイクスルー 取締役 株式会社FullDepth 社外取締役 株式会社横浜コンサルティング・グループ 取締役	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
監 査 役	井 上 俊 介	日比谷中田法律事務所 パートナー	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

(注) 取締役大前創希氏は、2023年12月31日をもって辞任しております。



② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 守 屋 実	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。</p> <p>他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の視点から社外取締役として有益かつ的確な提言・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 大 前 創 希	<p>2023年12月31日辞任までの当事業年度に開催された取締役会7回のすべてに出席いたしました。</p> <p>他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の視点から社外取締役として有益かつ的確な提言・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 人 見 茂 樹	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会19回のすべてに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部管理体制等及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 青 木 良 三	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会19回のすべてに出席いたしました。</p> <p>他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 井 上 俊 介	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に、また、監査役会19回のうち16回に出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ESネクスト有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、ESネクスト有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、ESネクスト有限責任監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会決議において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたコンプライアンスに関する規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
  - ・内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
  - ・内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
  - ・会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態にする。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・職務の執行に係る文書その他の情報は、文書保管管理規程、情報セキュリティ管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・損失の危険（以下「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
  - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
  - ・内部監査担当による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
  - ・各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を定期的に取締役会に報告する。
  - ・稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が

働くようにする。

- ・業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、部門長並びに議題に関与する者による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑥ 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- ・当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
- ・監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- ・前3項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
  - ・ 内部監査担当、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
  - ・ 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
  - ・ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当を中心とした評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
  - ・ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。
- ⑫ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について管理部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
  - ・ 管理部及び内部監査担当が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
  - ・ 子会社の取締役、監査役を当会社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督又は監査を行う。
  - ・ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「暴追センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。また、取締役会において、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行っております。

② 監査役の職務執行

定時監査役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。また、各監査役は、每期策定される監査計画に基づき取締役会等の重要な会議へ出席し、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し、必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスク管理体制として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っております。また、代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの網羅的な把握・共有と、リスクが発生した場合に迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全できるよう取り組んでおります。

#### ④ 内部監査

当社の業務が、法令、定款及び諸規程に準拠し、適法・適正かつ効率的に運用されているか及び財産の実態を監査し、不正及び業務上発生する過誤等を防止するとともに、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として、代表取締役直轄の内部監査担当が内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。



# 貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,356,408</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>359,072</b>
現金及び預金	1,061,245	買掛金	7,452
売掛金	140,746	1年内返済予定の長期借入金	77,520
契約資産	3,726	未払金	91,404
製品	33,166	未払費用	81,986
仕掛品	13,328	未払法人税等	13,309
原材料及び貯蔵品	64,169	契約負債	62,605
前払金	12,144	預り金	4,766
前払費用	26,590	その他	20,027
その他	1,826	<b>固 定 負 債</b>	<b>292,690</b>
貸倒引当金	△536	長期借入金	292,690
<b>固 定 資 産</b>	<b>160,983</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>651,762</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>112,954</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
建物	26,822	<b>株 主 資 本</b>	<b>860,116</b>
工具、器具及び備品	81,740	<b>資 本 金</b>	<b>462,420</b>
建設仮勘定	4,391	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>1,536,291</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>5,210</b>	資本準備金	1,178,175
ソフトウェア	5,210	その他資本剰余金	358,116
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>42,818</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△1,138,594</b>
関係会社株式	34,000	その他利益剰余金	△1,138,594
長期前払費用	1,416	繰越利益剰余金	△1,138,594
その他	7,402	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>5,512</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>865,629</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,517,392</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,517,392</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年8月1日から  
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	815,308
売上原価	455,418
売上総利益	359,889
販売費及び一般管理費	800,675
営業損	440,786
営業外収益	
受取利息	4
補助金収入	27,744
その他	2,714
合計	30,462
営業外費用	
支払利息	5,810
株式交付費	7,951
上場関連費用	10,646
合計	24,408
経常損	434,732
税引前当期純損失	434,732
法人税、住民税及び事業税	3,240
当期純損失	437,972

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から  
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	94,990	810,745	358,116	1,168,861	△700,621	△700,621	563,229
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	367,430	367,430		367,430			734,860
当 期 純 損 失					△437,972	△437,972	△437,972
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	367,430	367,430	-	367,430	△437,972	△437,972	296,887
当 期 末 残 高	462,420	1,178,175	358,116	1,536,291	△1,138,594	△1,138,594	860,116

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	60	563,290
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		734,860
当 期 純 損 失		△437,972
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,452	5,452
当 期 変 動 額 合 計	5,452	302,339
当 期 末 残 高	5,512	865,629

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③ 原材料及び貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売・レンタルサービス）、データ処理・解析サービス、TRANCITYプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としております。

点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売）及びデータ処理・解析サービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。顧客からの要請に応じた都度の契約は、当該サービス提供が完了したときに履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

プロダクト提供サービス（レンタルサービス）及びTRANCITYプラットフォームは、一定期間の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。一定期間の契約は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

ソリューション開発は、開発業務の受託契約であり、当該契約に基づく成果物の納品について履行義務を認識しております。開発業務の受託契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、発生した原価が履行義務の充足にかかる進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、発生した原価に基づくインプット法（原価比例法）により進捗度を見積り、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### （損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「助成金収入」に含めていた「補助金収入」（前事業年度30,000千円）は、表示の明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より独立掲記することとしました。また、前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費」（前事業年度3,151千円）は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため当事業年度より独立掲記することとしております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	112,954千円
無形固定資産	5,210千円
投資その他の資産	2,276千円

(注)投資その他の資産については、減損会計の対象となる金額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社は、減損会計の適用にあたり、事業用資産については概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を行っております。

当事業年度において、営業損益が継続してマイナスであることにより減損の兆候があると判断した資産グループについて、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

#### ② 主要な仮定

減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来のサービス種類別の販売数量及び販売単価であり、過年度の実績や類似企業の販売動向等をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	159,041千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
① 短期金銭債権	12,094千円
② 短期金銭債務	1,404千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	178,900千円
仕入高	5,762千円
販売費及び一般管理費	24,138千円
営業取引以外の取引高	290千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	18,836,700株
(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	1,330,000株



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の欠損金	666,351千円
未払賞与	16,207千円
ソフトウェア	6,140千円
棚卸資産評価損	4,192千円
敷金償却	1,873千円
減損損失	1,186千円
一括償却資産	942千円
その他	5,936千円
繰延税金資産小計	702,831千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△666,351千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,479千円
評価性引当額小計	△702,831千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を株式発行や銀行借入等により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金については、支払金利の変動リスクを回避するため、主に固定金利を利用しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金収支計画を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該時価が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金（※2）	6,542千円	6,463千円	△78千円
資 産 計	6,542千円	6,463千円	△78千円
長 期 借 入 金 （1年内返済予定を含む）	370,210千円	359,599千円	△10,610千円
負 債 計	370,210千円	359,599千円	△10,610千円

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「敷金」については、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
関係会社株式	34,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 ( 千 円 )			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	—	6,463	—	6,463
資 産 計	—	6,463	—	6,463
長 期 借 入 金 ( 1 年 内 返 済 予 定 を 含 む )	—	359,599	—	359,599
負 債 計	—	359,599	—	359,599

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	CalTa株式会社	所有 直接 34.0%	営業取引、役員 の兼務、事務所 賃借、社員の出 向等	サービスの 提供、受託 開発 (注)	178,900	売掛金 契約資産 契約負債	11,616 398 4,242

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

営業取引（サービスの提供及び受託開発）については、一般の取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラDX事業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
点検ソリューション	170,950
プロダクト提供サービス	401,820
データ処理・解析サービス	80,630
TRANCITYプラットフォーム	32,865
ソリューション開発	129,041
顧客との契約から生じる収益	815,308
その他の収益	—
外部顧客への売上高	815,308

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	17,426
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	140,746
契約資産（期首残高）	4,031
契約資産（期末残高）	3,726
契約負債（期首残高）	21,637
契約負債（期末残高）	62,605

契約資産は、開発業務に係る受託契約の一部の契約について進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	91,206
合計	91,206

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 45円66銭

(2) 1株当たり当期純損失 25円53銭

(注) 当社は、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2024年9月13日開催の取締役会において、当社の100%子会社として「Liberaware Korea Co., Ltd.」を設立することを決議しました。

### 1. 設立の目的

当社は、アジア圏を皮切りにグローバルでの展開の加速を視野に入れ、かねてより韓国を含むアジア諸国へ当社ソリューションを展開するために現地企業や官公庁と折衝を継続してまいりましたが、この度、韓国での子会社設立を決定いたしました。韓国は日本と類似している製造業中心の産業基盤であり、産業化も早い段階で進行していることから、社会インフラの老朽化が進んでいます。鉄道、道路、電気、ガス、下水道等のインフラ設備の中で、建設後20年以上経過している施設は全体の51.2%、30年以上経過している施設は全体の25.2%であり（※1）、今後もさらに老朽化が進んでいくことが予測されます。また、韓国では労働人口の減少も大きな社会問題となっており、少子化により生産年齢人口は2019年3,763万人から2050年に2,419万人と約30年で1,300万人以上も減少すると言われております（※2）。加えて、2022年1月27日に「重大災害の処罰等に関する法律」が施行されたことにより、韓国では安全に対する意識が一層高まっております。

上述のような法整備や深刻な社会課題の背景により、韓国現地にて多数の企業・官公庁における当社ソリューションのニーズを確認し、また、実証実験の実施や「IBIS2」の前身となる「IBIS」の販売実績を得てきました。

当該子会社設立により、日本国内の成功事例やノウハウを活かし、狭小空間点検ドローン「IBIS2」や3次元データを活用したDXソリューションを提供することで、韓国市場において屋内ドローン市場の形成やDX市場への当社画像解析技術の浸透を進めてまいります。

[出典]

※1 韓国国土交通部報道資料「道路・鉄道等15種基盤施設標準管理体系構築‘国民の日常に安全を足す’」

※2 韓国雇用労働部「高齢者雇用政策基本計画インフォグラフィック」

### 2. 設立する子会社の概要

(1) 名称	Liberaware Korea Co., Ltd.
(2) 所在地	ソウル（詳細未定）
(3) 代表者の氏名	金 泰泓（未定）
(4) 事業内容	ドローンの販売/レンタル、点検ソリューション、データ処理・解析サービス、ソリューション開発等
(5) 資本金	50百万円（470百万ウォン相当）（予定）
(6) 設立年月日	2024年11月1日（予定）
(7) 出資比率	当社100%

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、2024年10月30日開催予定の第8期定時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

## 1. 目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とすること、及び更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものです。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

## 2. 内容

### (1) 資本金の額の減少の内容

#### ① 減少する資本金の額

資本金の額462,420,000円を452,420,000円減少し、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### ② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### ③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月16日を予定しております。

### (2) 資本準備金の額の減少の内容

#### ① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,178,175,000円を686,174,055円減少し、減少後の資本準備金の額を492,000,945円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

#### ② 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### ③ 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月16日を予定しております。

### (3) 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

#### ① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,138,594,055円

#### ② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,138,594,055円

#### ③ 剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年12月16日を予定しております。

### 3. 日程

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 取締役会決議      | 2024年 9月17日      |
| (2) 株主総会決議      | 2024年10月30日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述公示日  | 2024年11月 8日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2024年12月 9日 (予定) |
| (5) 効力発生日       | 2024年12月16日 (予定) |



## 独立監査人の監査報告書

2024年9月27日

株式会社Liberaware  
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数馬  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 一哲

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Liberawareの2023年8月1日から2024年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年9月13日開催の取締役会において、100%子会社として「Liberaware Korea Co., Ltd.」を設立することを決議しています。

2024年9月30日

株式会社Liberaware 監査役会  
常勤監査役 人見茂樹 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 青木良三 ㊟  
社外監査役 井上俊介 ㊟

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

#### 1. 目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とすること、及び更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。なお、本件により発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はなく、1株当たりの純資産額に変更が生じるものではございません。

#### 2. 内容

##### (1) 資本金の額の減少の内容

##### ① 減少する資本金の額

資本金の額462,420,000円を452,420,000円減少し、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### ② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### ③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月16日（予定）

(2) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,178,175,000円を686,174,055円減少し、減少後の資本準備金の額を492,000,945円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

② 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

③ 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月16日（予定）

(3) 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,138,594,055円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,138,594,055円

③ 剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年12月16日（予定）

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
※ 市川純也 (1979年12月31日)	2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2013年 1月 公認会計士登録 2019年 4月 株式会社FUNDBOOK（現 株式会社fundbook）入社 2021年12月 当社入社 管理部長 2023年 9月 当社執行役員管理部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	72,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>市川純也氏を取締役候補者とした理由は、当社の執行役員管理部長の経験があり、当社の事業内容に精通しているだけでなく、当社管理部門の業務を深く理解しております。また、同氏は公認会計士として財務及び会計に関する高い知見を有しております。当社事業内容に精通し、かつ高い専門性に基づく意思決定及び当社の企業価値向上に資する経営を行うことができる人材と判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

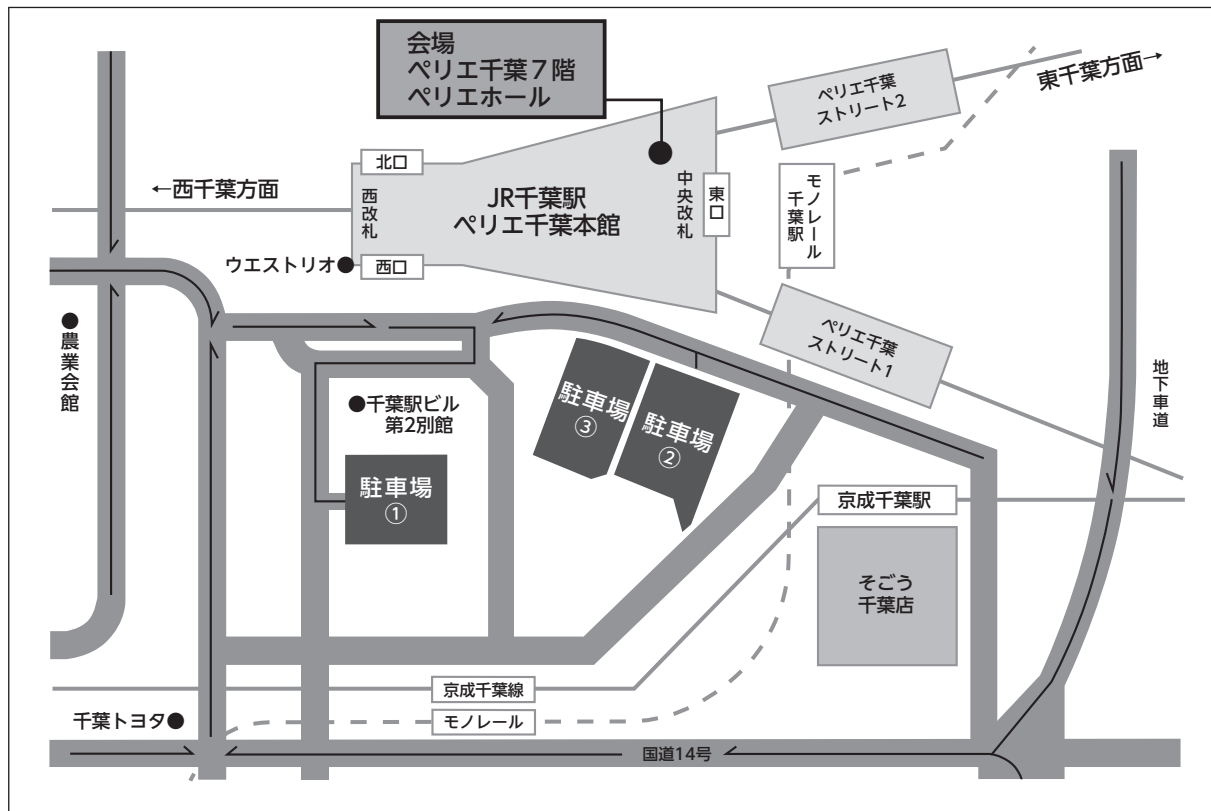
- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。市川純也氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号  
ペリエ千葉 7階 ペリエホール Room C



交通のご案内

J R 千葉駅東口	徒歩 0分
京成千葉駅	徒歩 1分
モノレール千葉駅	徒歩 1分

駐車場のご案内

- ①ペリエ立体駐車場
- ②タイムズ ペリエ千葉提携駐車場
- ③タイムズ ペリエ千葉提携第2駐車場

発券される駐車券を7階ペリエホール受付にて精算することで2時間無料となります。  
※当社株主総会受付では精算できないため、ご注意ください。